

令和6年4月1日以降の 新型コロナワクチン接種に係る 救済制度について

令和6年3月末での新型コロナワクチンの特例臨時接種の終了に伴い、同ワクチンの接種に係る救済制度については、令和6年4月以降、「接種日」や「定期接種か否か」によって対象となる救済制度や請求先が異なりますので、ご注意ください。

接種日は？

救済を求める原因となったワクチンの接種日

令和6年3月31日まで

令和6年4月1日以降

接種の種類は？

救済を求める原因となった接種の種類

定期接種

任意接種

- 新型コロナワクチンの定期接種とは（令和6年秋頃開始）
次の人に、毎年秋冬に1回、その年のウイルス株に対応するワクチンを用いて市町村が実施するもの
①65歳以上
②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- 新型コロナワクチンの任意接種とは（令和6年4月以降開始）
定期接種以外による接種のこと

予防接種健康被害救済制度
による請求

○請求先及び相談先

接種したときに住民票のあった
市町村役場の予防接種担当課

○情報(厚労省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaiikyusai.html



医薬品副作用被害救済制度
による請求

○請求先及び相談先

医薬品医療機器総合機構（PMDA）
電話番号 0120-149-931

○情報(PMDAホームページ)

https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html



お問い合わせ先

御殿場市 健康福祉部 健康推進課

電話番号 0550-82-1111